（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 ［一～三　略］	（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定形信書便物の大きさ及び形状の基準） **第二十二条**　［略］ （定形信書便物の料金の上限の額の認可の申請） **第二十三条**　法第十六条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十二の二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。 一　定形信書便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書 二　信書便の役務に関する事業収支見積書	（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準） **第二十二条**　［同上］ （大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） **第二十三条**　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、百十円とする。
様式第12（第20条関係） ［略］ ［注１　略］ ２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、定形信書便物の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。 ［３～６　略］	**様式第12**（第20条関係） ［同左］ ［注１　同左］ ２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、第22条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する25グラム以下の信書便物（以下「定形信書便物」という。）の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。 ［３～６　同左］
様式第12の２（第23条関係） 定形信書便物の料金の上限額設定（変更）認可申請書 年　月　日 総務大臣　殿 （ふりがな） 住　所 （ふりがな） 氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 許可の番号及び年月日	［新設］